

米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和8年3月号)

1 産学官連携「米粉商品開発プロジェクト」のプロジェクトメンバーによる、成果発表会を行いました！

北陸農政局では、年々需要が拡大している米粉用米の生産拡大や米粉の普及を進めています。その取組の一つとして、更なる消費拡大に向けた手法の検討を産学官で行う「米粉商品開発プロジェクト」を立ち上げました。

産学官連携「米粉商品開発プロジェクト」とは？

国立大学法人金沢大学、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと北陸農政局が連携し、食を通じた学びの深化及び地域農業の振興を図ることを目的とした活動です。

成果発表会を行いました！

令和8年3月6日(金)金沢大学において、本プロジェクトの学びと取組の成果発表会を行いました。

学生が4つのグループに分かれ、お米や米粉の魅力や可能性、農業を取り巻く状況や企業活動について得た学びを発表を行いました。

その成果の一つとして、学生が企画した米粉商品が、令和8年3月17日から北陸地域(新潟県、富山県、石川県、福井県)のセブン-イレブン全店舗で販売される予定です。

本プロジェクトが、米粉の認知度向上、企業や消費者による積極的利用等につながり、米粉用米の需要と生産の拡大を通じて、地域農業の発展等へと効果が波及することを期待しています。



官 農林水産省
北陸農政局



2 令和8年度 経営所得安定対策等の概要について



「令和8年度 経営所得安定対策等の概要」のパンフレットを作成しました。

ゲタ対策やナラシ対策のほか、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等、収入保険制度など、米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様にご活用いただいている各種支援策の概要を掲載しています。

農業経営の安定のためにお役立てください。

パンフレットは以下のURLからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html#pamphlet

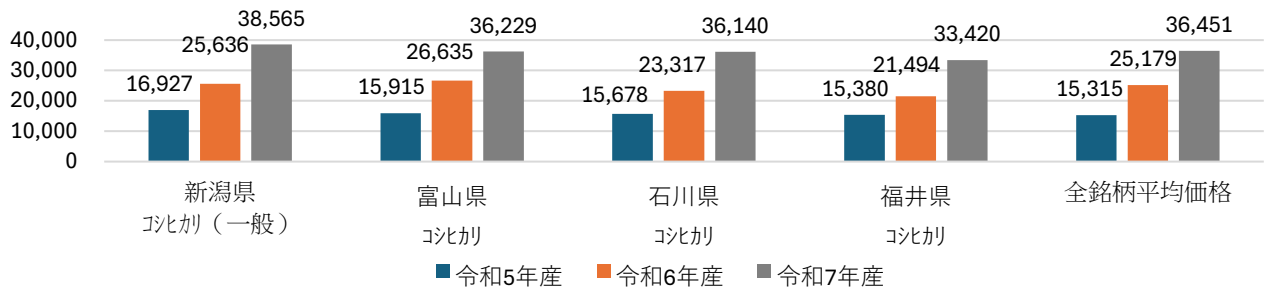
農林水産省

農林水産省 北陸農政局

1 米の相対取引価格

令和7年産は出回りから令和8年1月までの平均価格、令和6年産及び令和5年産は出回りから翌年10月までの平均価格

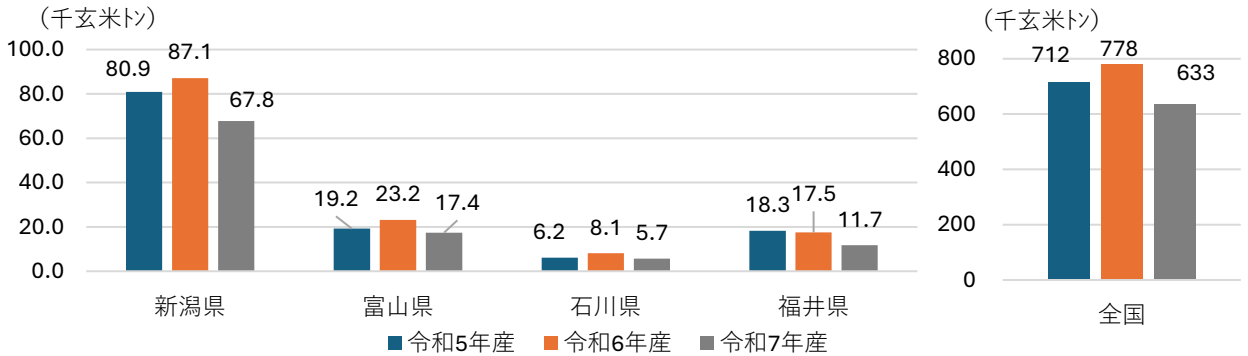
(円/玄米60kg税込)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
 3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
 5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口取引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
 6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（7年産は速報値）。
 7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
 8 政府備蓄米を含む。

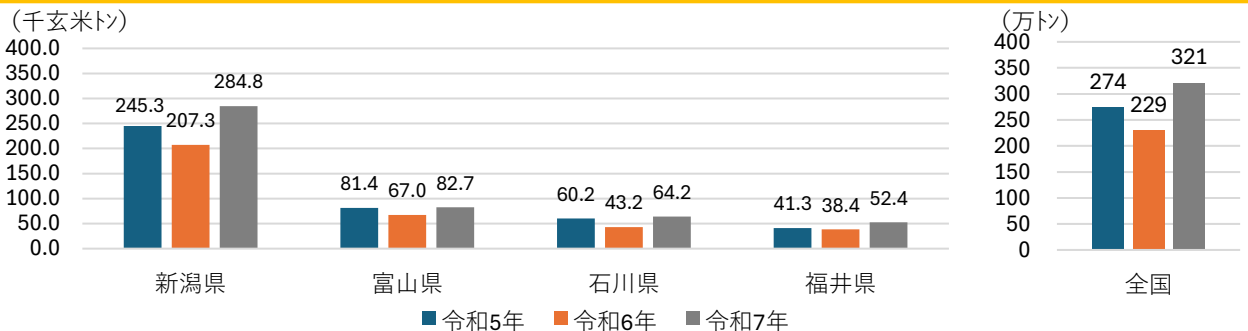
2 米の産地別販売状況（1月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
 3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

3 産地別民間在庫の推移（1月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
 2 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
 3 販売段階は、米穀の販売の事業者を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 令和7年3月以降には、買戻し条件付きで売り渡した政府備蓄米（買戻し条件付売渡し米穀）の数量（令和8年1月末時点で0.1万トン）を含む。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

